

大阪公立大学等授業料等支援制度 Q & A

（用語の解説）

- ・「府大」とは、大阪府立大学をいう。
- ・「市大」とは、大阪市立大学をいう。
- ・「高専」とは、大阪公立大学工業高等専門学校をいう。
- ・「大学等」とは、大阪公立大学、府大、市大及び高専をいう。
- ・「JASSO」とは、独立行政法人日本学生支援機構をいう。
- ・「府制度」とは、大阪府の実施する大阪公立大学等授業料等支援制度をいう。
- ・「国制度」とは、国の高等教育の修学支援新制度をいう。

（目次）

1. 支援（減免）額について	2
2. 入学料、授業料の納付等について	3
3. 国制度との関係について	4
4. 支援対象者について	4
5. 大阪府内への在住要件について	5
6. 大学等に進学するまでの期間、年齢要件について	6
7. 国籍・在留資格に関する要件について	7
8. 家計の経済状況（所得・資産）に係る要件について	8
9. 生計維持者の考え方について	14
10. 申請手続きの時期について	14
11. 社会的養護を必要とする者について	15
12. 学業成績・学習意欲に関する要件について	15
13. 支援期間について	16
14. 支援期間中の要件（打切り（廃止）・停止・警告）について	16
15. 支援額の返還・徴収（対象認定の遡及取消）について	17
16. 申請手続きについて	18

1. 支援（減免）額について

Q 1 授業料や入学金の具体的な減免（支援）額はいくらですか。

A 1 以下のとおりです。

ア(1). 大阪公立大学における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援 （減免）額	授業料支援（減免）額	
A 区分	減免対象額の 全額免除	282,000 円	535,800 円	【前期】 267,900 円
				【後期】 267,900 円
B 区分	減免対象額の 2／3 免除	188,000 円	357,200 円	【前期】 178,600 円
				【後期】 178,600 円
C 区分	減免対象額の 1／3 免除	94,000 円	178,600 円	【前期】 89,300 円
				【後期】 89,300 円

ア(2). 大阪公立大学（法科大学院）における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援 （減免）額	授業料支援（減免）額	
A 区分	減免対象額の 全額免除	282,000 円	804,000 円	【前期】 402,000 円
				【後期】 402,000 円
B 区分	減免対象額の 2／3 免除	188,000 円	536,000 円	【前期】 268,000 円
				【後期】 268,000 円
C 区分	減免対象額の 1／3 免除	94,000 円	268,000 円	【前期】 134,000 円
				【後期】 134,000 円

イ. 大阪府立大学における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援 （減免）額	授業料支援（減免）額	
A 区分	減免対象額の 全額免除	282,000 円	535,800 円	【前期】 267,900 円
				【後期】 267,900 円
B 区分	減免対象額の 2／3 免除	188,000 円	357,200 円	【前期】 178,600 円
				【後期】 178,600 円
C 区分	減免対象額の 1／3 免除	94,000 円	178,600 円	【前期】 89,300 円
				【後期】 89,300 円

ウ. 大阪市立大学における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援 （減免）額	授業料支援（減免）額	
A 区分	減免対象額の 全額免除	(市内在住)222,000 円	535,800 円	【前期】267,900 円
		(府内在住)282,000 円		【後期】267,900 円
B 区分	減免対象額の 2/3 免除	(市内在住)148,000 円	357,200 円	【前期】178,600 円
		(府内在住)188,000 円		【後期】178,600 円
C 区分	減免対象額の 1/3 免除	(市内在住)74,000 円	178,600 円	【前期】89,300 円
		(府内在住)94,000 円		【後期】89,300 円

エ. 大阪公立大学工業高等専門学校における支援（減免）額

支援区分	減免内容	入学料支援 （減免）額	授業料支援（減免）額	
A 区分	減免対象額の 全額免除	84,600 円	234,600 円	【前期】117,300 円
				【後期】117,300 円
B 区分	減免対象額の 2/3 免除	56,400 円	156,400 円	【前期】78,200 円
				【後期】78,200 円
C 区分	減免対象額の 1/3 免除	28,200 円	78,200 円	【前期】39,100 円
				【後期】39,100 円

Q 2 「授業料」と「入学料」を支援（減免）するとのことですが、施設整備費や実習費などは支援の対象に含まれますか。

A 2 大学等が学則により設定している「授業料」、「入学料」のみ対象となりますので、施設整備費や実習費として「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは支援の対象には含まれません。【国制度と同様の取扱い】

2. 入学料、授業料の納付等について

Q 3 府制度の要件を満たす場合でも入学料を払う必要がありますか。

A 3 入学料については、入学手続きに合わせて納付いただくため、一旦納付いただく必要があります。入学後に授業料等減免制度への申請手続きを行っていただいた後、家計の経済状況等の判定結果に基づき、支援対象者に対して入学料を還付します。

Q 4 入学後に府制度を申請した場合、前期の授業料は納付する必要がありますか。

A 4 府制度に申請を行った者については一旦授業料の納付期限を猶予の上、家計の経済状況等の判定結果に基づき、支援対象者に対して授業料の減免等の支援を行います。

3. 国制度との関係について

Q 5 学生本人を含めて4人世帯で年収が350万円程度ですが、国制度と府制度の両方に申し込まなければいけませんか。

A 5 国制度と府制度は別制度のため、支援（減免）を希望される場合は、それぞれに申し込む必要があります。

質問の例では、国制度における支援区分が第Ⅲ区分（1／3 減免）に認定された場合、府制度においてはB区分（2／3 減免）の認定を受けることとなり、両制度による支援額を併せると全額減免となります。また、質問の例において、国制度への申込みを行わない場合は、府制度による支援（1／3）しか受けられませんのでご注意ください。

なお、国制度の収入基準への該当の有無については、JASSO ホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で具体的に確認することができます。

Q 6 生活維持者が生活保護法の生活扶助を受給していますが、府制度にも申し込む必要がありますか。

A 6 生活維持者が生活保護法の生活扶助を受給している場合は、国制度における第Ⅰ区分に認定され、授業料等については、国制度において全額減免になりますので、府制度への申込は不要です。

ただし、国制度における支援区分がどの区分に認定されるか不明な場合は、国制度と府制度の両方に必ず申し込むようにしてください。

Q 7 編入前の大学等で国制度を利用し、入学料の支援（減免）を受けていましたが、編入後の大学において、府制度を利用した場合も入学料の支援（減免）を受けられますか。

A 7 編入前に国制度を利用し、入学料の支援（減免）を受けていた場合は、編入後において、府制度を利用し、入学料の支援（減免）を受けることはできません。国制度・府制度合わせて入学料の支援（減免）は1回限りとなります。

4. 支援対象者について

Q 8 支援の対象となる学生の範囲を教えてください。

A 8 大阪公立大学、府大及び市大の学部・学域生、大学院生（修士・博士前期課程）、法科大学院、高専本科4、5年生及び専攻科生を対象として、令和2年（2020年）度入学生から学年進行方式により実施しています。

※留学生は除きます。

Q 9 令和2年（2020年）度より以前に在学していた学生は支援の対象になりますか。

A 9 令和2年（2020年）度入学生から学年進行方式により実施しますので、令和2年（2020年）度より以前に在学していた学生については支援対象外となります。

Q10 令和3年（2021年）度に高専本科4年生に進学したのですが、支援の対象になりますか。

A10 対象外となります。本制度は、令和2年（2020年）度の入学生から学年進行方式により実施していますので、高専本科生については、令和2年（2020年）度に入学生が4年生となる令和5年（2023年）度より支援の対象となります。

Q11 編入学生は支援の対象になりますか。

A11 編入学生については、令和2年（2020年）度に入学生が編入学年次と同学年となる年度から対象となります。ただし、既に学士の学位を取得している者は支援の対象外となります。

（例）

・府大、市大の場合

令和2年（2020年）度入学生が3年次となる令和4年（2022年）度の編入学生から支援対象。

・高専の場合

令和2年（2020年）度入学生が本科4年次となる令和5年（2023年）度の編入学生から支援対象。

Q12 社会人大学院生は支援の対象になりますか。

A12 大学等に入学するまでの期間等に関する要件を満たしていれば、大学院在籍中の就職の有無は問わないが、年間所得如何によって、家計の経済状況に関する要件に学生本人の所得も含まれることとなります。

Q13 大学院で長期履修制度を利用する場合は支援の対象になりますか。

A13 長期履修学生は支援の対象外となります。

Q14 長期履修制度を利用していたが、長期履修期間を短縮し通常履修になった場合は対象支援の対象になりますか。

A14 支援の対象なりません。

5. 大阪府内への在住要件について

Q15 学生本人及びその生計維持者が入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となっていますが、どのように確認するのですか。

A15 申請書の添付書類として、申請者（学生本人）と生計維持者（原則父母）及び扶養親族等全員（続柄記載のもの）に関する市町村発行の住民票の写し（発行日から3ヶ月

以内、マイナンバーの記載がないもの）を提出いただき、住所を確認させていただきます。なお、入学日の３年前までの間において、住所の異動がある場合は、前住所地の除票の写しも提出が必要となります。

Q16 生計維持者（父母）が離婚（調停中含む）或いは別居状態にあり、学生本人は母と同居し、父は他府県に住民票がある場合は対象外ですか。

A16 生計維持者は原則父母ですが、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（１名）が生計維持者となり、学生本人と母について、府内在住要件を満たしていることが確認できる場合は支援対象となります。なお、この場合は、事実関係が確認できる書類の提出を後日求める場合があります。

Q17 父親が単身赴任で他府県に居住している場合は支援の対象外ですか。

A17 学生本人及びその生計維持者（原則父母）が、入学日の３年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが要件となりますが、生計維持者の一方が勤務地の関係（雇用先の会社の命令による単身赴任等）で別居し大阪府外に在住している場合、学生本人及びもう一方の生計維持者の在住要件を満たすことが確認できる場合は対象となります。

その場合、雇用先の会社の命令による単身赴任のため、やむを得ず他府県に居住していることについて、会社の発行する証明書（辞令の写し等）の提出により確認できることが必要です。

Q18 ２年前に大阪府内に転居してきたため、入学時においては府内在住３年以上の府内在住要件を満たしていませんが、２年次において府内在住３年以上となった場合は支援の対象となりますか。

A18 大学入学時における府内在住要件で判断するため、在学中に府内在住３年以上の要件を満たした場合も支援対象とはなりません。

６．大学等に進学するまでの期間、年齢要件について

Q19 高校既卒者や高卒認定試験を受けて大学等に進学する場合は対象になりますか。年齢に関する要件等はあるのでしょうか。

A19 高校既卒者や高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとしている（又は進学した）者については、次のような方が支援の対象となります。

具体的には、大阪府のホームページをご確認ください。

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日が２年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が５年を経過していない者（５年を経過した後も引き続き進学しよ

うとする大学等における学修意欲を有する者として JASSO が認める者を含む。) であって、合格した年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が 2 年を経過していない者

- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学が認められた者については、20 歳に達した年度の翌年度の末日までに大学等へ入学した者

Q20 「高校等を卒業後 2 年以内」との要件について、どの時点からどの時点までを 2 年とするのか、詳細を教えてください。「高校等」には何が含まれますか。

A20 具体的には、

- ①国制度の予約採用者の場合

高校等を初めて卒業又は修了した年度の末日から、支援の申請する日までの期間

- ②上記以外の場合

高校等を初めて卒業又は修了した年度の翌年度の末日から、大学等に入学した日までの期間が、それぞれ 2 年を経過していない者が選考の対象となります。

また、ここで言う「高校等」は、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年）又は専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上）を指します。

詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

Q21 病気等のやむを得ない事情によって高校等を卒業後 2 年以内の進学がかなわなかった場合についても支援の対象になりませんか。

A21 支援対象外となります。

Q22 大学院に入学するまでの期間や年齢に関する制限等がありますか。

A22 大学卒業後、引き続いて大学院（法科大学院を含む）に入学した者で、大学院入学時における前年度末年齢が 24 歳以下の場合に支援対象となります。

Q23 短期大学を卒業後 1 年経過した後、高専専攻科に入学した場合は支援の対象となりますか。

A23 高専専攻科の場合、進学前の学校を卒業後、1 年以上の期間が空いている場合には、支援の対象なりません。

7. 国籍・在留資格に関する要件について

Q24 国籍・在留資格に関する要件について教えてください。また、添付書類等の提出は必要ですか。

A24 日本国籍を有しない場合であっても、永住者、特別永住者等の一定の在留資格等に関する要件を満たす場合は支援対象となります。また、添付書類として、在留資格及び

在留期限がわかる証明書（在留カードの写し、特別永住者証明書の写し、その他住民票の写し等、在留資格・在留期限が明記されているもの）の提出により要件を確認させていただきます。

詳しくは、大阪府ホームページをご確認ください。

Q25 在留資格が「定住者」である者については、永住の意思が認められることが支援対象の要件として設定されていますが、どのように確認されるのでしょうか。

A25 申請時に申請者本人に確認し、その旨を申告いただきます。

Q26 外国籍で、在留資格が「家族滞在」である場合には、支援の対象となりますか。

A26 「家族滞在」の在留資格の方についても、令和6年度より対象となりました。

8. 家計の経済状況（所得・資産）に係る要件について

Q27 所得についての具体的な要件（基準）や支援対象となる世帯年収の目安を教えてください。

A27 収入に関する基準としては、市町村民税の所得割の課税標準額等を基に算出した減免額算定基準額が減免額算定基礎額のいずれかの区分に該当することが要件となります。

支援対象となる年収の目安として、学生本人を含めて4人世帯の場合（※1）、年収600万円までの世帯（※2）が全額支援（無償化）の対象となります。600万円～910万円までの世帯は世帯年収や子どもの数に応じた支援となります。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合

※2 大阪公立大学・府大・市大（学部・学域）及び高専（本科・専攻科）における年収目安0～270万円未満の世帯については、国制度による第Ⅰ区分（全額減免）の支援対象者となるため、府制度では支援対象外となります。また、年収目安270万円～380万円の世帯についても国制度による支援対象分については、府制度の支援対象とはなりませんので、国制度への申込みが必要です。なお、大学院については、国制度は対象外ですので、全て府制度による支援対象となります。）

Q28 マイナンバーカードを持っていませんが、手続きは可能ですか。

A28 原則として、本人、生計維持者のマイナンバーカードの写しを提出する必要があります。ただし、マイナンバーカードを持っていない場合は、マイナンバーが確認できる書類等で受付を行います。

Q29 府制度の申請にあたり誰のマイナンバーカードの写し等を提出する必要がありますか。

A29 本人（学生）と生計維持者（本人の生計を維持している人、原則父母）。

Q30 府制度の申請にあたり、なぜ、マイナンバーカードの写し等の提出が必要ですか。

A30 府制度の申請時に提出いただいた「マイナンバーカードの写し等」を利用して府制度の審査に必要な家計の経済状況に関する要件（収入に関する情報等）を行政機関間の情報連携により収集しています。これにより、次期手続き（継続手続）において、従来、必要としていた生計維持者等の課税証明書の提出が省略でき、申請者にとっての負担軽減につながるものと考えています。

Q31 マイナンバーカードの写し等は、いつまでに提出しないといけないですか。

A31 府制度の申請書類と併せて提出する必要があります。具体的な期限は、各大学にお問い合わせください。

Q32 マイナンバーカードの写し等は、どのように提出しないといけないですか。

A32 各大学が配布するマイナンバー提出書のセット封筒の中に、「マイナンバー提出書」「重要」マイナンバー（個人番号）の提出方法」「提出用封筒」が同封されていますので確認ください。

- (1) マイナンバー提出書は、申込者本人（学生）及び生計維持者の欄に、それぞれマイナンバー等を記入のうえ、それぞれが署名してください。
- (2) 「重要」マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認し、番号確認書類と身元確認書類を用意してください。
- (3) 申込者本人（学生）は、生計維持者の番号確認書類と身元確認書類により、マイナンバー提出書に記載の番号等に間違いがないかを確認してください。
- (4) 番号確認書類のコピーを「マイナンバー提出書」の裏面に貼り付けてください。
なお、「マイナンバー記載の住民票の写し」を提出する場合は、貼り付けしないでください。
- (5) 申込者本人（学生）の身元確認書類のコピーをカードサイズに切り取り、「マイナンバー提出書」の裏面に貼り付けてください。なお、カードサイズ以外の書類（住民票の写し等）や2点提出する場合は、貼り付けずに A4 サイズの紙にコピーしてください。
生計維持者の身元確認書類のコピーは提出の必要はありません。
- (6) 「マイナンバー提出書」と各「確認書類」を「提出用封筒」に封入のうえ、在学する大学へ提出してください。

Q33 なぜ、マイナンバーの写し等を提出するために署名が必要なのですか。

A33 申込者本人（学生）及び生計維持者について、大阪府が法令に定められた範囲で、申込者本人（学生）及び生計維持者のマイナンバーを利用すること、地方税情報（課税証明書に記載されている情報）を利用することに同意いただく必要があるため、署名をお願いしています。

Q34 署名は各自が行う必要がありますか。

A34 申込者本人（学生）、生計維持者は、それぞれが署名をいただく必要があります。代筆で作成しないように注意してください。

Q35 なぜ、確認書類の提出が必要なのですか。

A35 マイナンバーの提供を受ける際は、正しい番号であることの確認（番号確認）と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）が法令により義務付けられており、

- （１）マイナンバーカードの写し（番号確認と身元確認）
- （２）通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）
- （３）マイナンバーの記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）のいずれかの方法で確認する必要があります。

生計維持者の身元確認は、申請者本人（学生）が行うこととなるため、生計維持者については、番号確認のための書類のみ提出いただくこととなります。

申込者本人（学生）の身元確認は大阪府で行うため、申込者本人（学生）については、番号確認と身元確認の両方の書類を大学経由で大阪府へ提出いただく必要があります。

Q36 誰の番号確認書類を用意すればよいですか。番号確認書類は何を用意し、提出すればよいですか。

A36 申込者本人（学生）と全ての生計維持者のマイナンバーを確認できる「番号確認書類」を用意してください。番号確認書類は、「マイナンバーカードの裏面のコピー」「個人番号記載の住民票の写しのコピー」「住民票記載事項証明書のコピー」「通知カードのコピー」等のいずれか１点です。

「マイナンバーカードの裏面のコピー」「通知カードのコピー」を提出する場合は、必ずコピーをとり、カードサイズにコピーを切り取り、「マイナンバー提出書」の裏面に貼り付けて提出してください。

Q37 誰の身元確認書類を用意すればよいですか。身元確認書類は何を用意し、提出すればよいですか。

A37 申込者本人（学生）及び全ての生計維持者の身元確認書類を用意してください。

ただし、大学へ提出するのは、申込者本人（学生）の身元確認書類のみです。（※１）

（生計維持者の身元確認書類は、申込者本人（学生）が生計維持者の身元を確認するためのものです。）

身元確認書類として認められる公的身分証明書は以下のとおりです。

※氏名、生年月日が記載されている項の全体が見えるように紙にコピーしてください。

○１点の提出で認められる公的身分証明書

マイナンバーカードの表面、パスポート、運転免許証、学生証（※３）等

○2点の提出が必要な公的身分証明書

健康保険証（※4）、在学証明書（※3）、年金手帳、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し等（※2）申込者本人（学生）が諸事情によりマイナンバーを提出できない場合は、申込者本人（学生）の住民票、マイナンバーを提出する生計維持者全員の番号確認書類及び身元確認書類の提出が必要です。

※1 申込者本人（学生）が諸事情によりマイナンバーを提出できない場合は、申込者本人（学生）の住民票、マイナンバーを提出する生計維持者全員の番号確認書類及び身元確認書類の提出が必要です。

※2 番号確認書類として「通知カード」のコピーを提出する場合に限り、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」を身元確認書類として提出することができます。

※3 氏名と生年月日の両方が記載されている証明書を用意してください。

※4 身元確認書類として、「健康保険証」を提出する場合は、コピーを取り、保険者番号及び被保険者等記号・番号を読み取れないよう塗りつぶして提出してください。

Q38 なぜ、大学に提出したマイナンバーの写し等を活用して、大阪府が地方税情報を利用するのですか。

A38 マイナンバーの利用は、原則として行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定められた事務（いわゆる法定事務）に限定され、番号法第9条第2項の規定により、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって、各地方公共団体が条例で定める事務についてもマイナンバーを利用することができます。

これらのことから、各大学においてはマイナンバーを利用して地方税情報を取得することが出来ないため、大阪府では、府制度の申請者の負担軽減を目的に番号法に定められた事務以外のマイナンバーを利用する事務について、番号法第9条第2項に基づき条例を定め、大学に代わり、審査に必要な家計の経済状況に関する要件（収入に関する情報等）を確認し、結果を大学へ提供しています。

Q39 マイナンバー提出書における生計維持者は誰にすればよいですか。

A39 府制度の申請書類に記載の生計維持者と同じ方を記載してください。生計維持者は、原則として父母となります。

Q40 マイナンバー提出書において、生計維持者が一人の場合は、どうすればよいですか。

A40 府制度の申請書類と同様に記載してください。

Q41 マイナンバーを提出する書類で住民票を準備しましたが、申請書類の住民票と別に準備しないといけないのですか。

A41 マイナンバー関係書類における住民票の写しのコピー又は原本は、大学を經由して大阪府あて提出することとなるため、府制度の申請書に添付する住民票の写し（原本）

とは別に準備していただくことになります。

マイナンバー関係書類として提出する住民票の写しのコピー又は原本には、番号確認書類（個人番号記載のもの）と身元確認書類（個人番号が未記載のもの）があります。

（上記 Q36, Q37）

なお、府制度の申請書に添付する住民票の写し（原本）については、個人番号の記載のないものになるため、番号確認書類（個人番号記載のもの）を転用する際は、個人番号部分を黒く塗りつぶしたうえで、大学へ提出してください。

Q42 マイナンバーを紛失してしまい、新たに番号を発行してもらったのですが、手続きをする必要はありますか。

A42 マイナンバーを活用した支援区分の決定は、基本的に新生入生は前期・後期、在学学生は後期のタイミングで行いますので、次期の判定のタイミング間に合うように手続きを行う必要があります。

Q43 父（母）が再婚したのですが、府制度において、新たにマイナンバー手続きを行う必要はありますか。

A43 生計維持者は原則、父母となるため、再婚された場合には、支援区分の決定に影響するため、次期手続き（継続）までに追加でマイナンバー関係書類を提出する必要があります。

Q44 所得要件の確認について、どのような書類の提出が必要となりますか。

A44 国制度の在学採用の申請者及び国制度に申請されない方については、申請者と生計維持者（原則父母）に関する市町村発行の課税証明書（原本）の提出が必要です。ただし、国制度の予約採用申込者については、国制度における収入に関する判定結果（支援区分）に基づき確認しますので、課税証明書の提出は不要です。

また、課税証明書には次の項目が記載されていることが必要です。

【課税証明書必要記載項目】

①課税標準額、②調整控除額、③税額調整額

なお、一部市町村においては、収入判定に必要な課税情報が課税証明書に記載されない場合がありますので、所定の様式を各市町村の窓口にご提出の上、交付依頼をしてください。所定の様式等の詳細については、大阪府のホームページをご確認ください。

Q45 所得要件について、どの時点での所得が判定対象となるのでしょうか。

A45 入学時の申込にあたっては、入学料及び前期授業料の減免を対象に、申込を行う前々年 1 月～12 月の所得を基にした住民税の課税標準額が所得要件の判定対象となります。その後、後期授業料の減免を対象に、前年 1 月～12 月の所得を基にした住民税の課税標準額を対象として所得要件の判定を行います。

このように、入学年度においては、入学時及び夏頃の 2 回、所得要件の判定を行い、以

降、在学中において、年1回所得要件の判定を行います。

Q46 入学する前々年の3月に大阪府内のA市からB市に引っ越しをしたのですが、課税証明書はどちらの市で取得すればよいのでしょうか。

A46 課税証明書は1月1日現在の住所地で発行されます。入学時の認定申請の際に提出いただく課税証明書は前々年の1月1日現在の住所地であるA市で取得し、夏頃に実施する継続申請の際には前年の1月1日現在の住所地であるB市で取得いただくこととなります。

Q47 世帯所得には、学生本人の所得も含まれますか。

A47 所得に関しては、本人（学生等）と生計維持者（原則、父母）の合計額により、基準を満たすかどうかを判定します。本人に所得があつて市町村民税を課税される場合（※）は、所得の判定に影響するため、本人の課税証明書等を提出する必要があります。

※ 学生本人（未成年の場合）の年収が額面で200万円（成年の場合には額面で100万円）を超えるような場合は、市町村民税を課税されることがあります。

Q48 生計維持者に扶養される子どもが学生本人を含めて2人以上いる世帯についてはどのような確認を行うのですか。また、必要な提出書類等がありますか。

A48 申請書に添付していただく住民票の写しにより確認します。なお、19歳以上の子どもを含める場合は、当該子どもが大学等に在籍していることが条件（※）となり、確認書類として、在学（在校）証明書を提出していただく必要があります。

※ 学校教育法で定める大学（大学院は除く）、短期大学、高等専門学校等に在籍していることが必要です。

ただし、高等学校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても特例的に大学等の学生とみなします。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

Q49 19歳以上の学生については、生計維持者に扶養される子どもに含まれるとありますが、当該学生の年齢制限はありますか。

A49 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校等に在籍している学生であれば、年齢による制限はありません。

Q50 生計維持者が単身赴任で海外勤務しており、課税証明書が提出できない場合は支援の対象となりますか。

A50 課税証明書による減免額算定基準額の算出・判定ができないため、支援対象外となります。

Q51 資産についての具体的な要件（基準）と、資産の対象範囲を教えてください。

A51 学生本人及び生計維持者の保有する資産の合計額が資産基準額に該当する必要がある

ります。

具体的な資産の対象範囲については、大阪府のホームページをご確認ください。

【資産基準額】

5,000 万円未満（国制度の多子世帯ではない場合）

※多子世帯（子ども 3 人以上）の場合は 3 億円未満。

いずれの場合も生計維持者の数は問わない。

Q52 資産に関する要件について、住宅ローンなどの借入金がある場合には、他の資産額と相殺して計上することはできないでしょうか。

A52 借入金があったとしても、これを他の資産と相殺して計上することはできません。

Q53 資産に関する証明書類等も提出する必要がありますか。

A53 資産に関する証明書類の提出は求めませんが、虚偽申告がないことについて書面で誓約していただくことになります。虚偽や不正が判明した場合には、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払いを求められることがあります。

9. 生計維持者の考え方について

Q54 生計維持者には誰が含まれますか。

A54 学生等の「生計維持者」は、父母がいる場合は原則として父母（2 名）となります。父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。

これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人(複数いるときは主人) 1 名 が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合や社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、学生本人自身が「生計維持者」となります。

なお、これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、大阪府のホームページに掲載している「生計維持者に係る Q & A」をご確認ください。

10. 申請手続きの時期について

Q55 授業料減免を受けるために必要な申請手続きの時期について教えてください。

A55 授業料減免を受けるためには、1 年次については、①入学時（認定申請書による申請（※1））、②夏季に実施する「後期・継続申請」時（継続願による申請（※2））、③1 年次の年度末に実施する「年度更新・継続申請」時（継続願による申請（※3））の計 3 回申請等の手続きが必要となります。2 年次以降については、「後期・継続申請」、「年度更新・継続申請」の 2 回手続きが必要です。

※1 入学料及び1年次前期授業料の減免に係る申請

※2 1年次後期授業料及び2年次前期授業料の減免に係る継続申請

※3 2年次前期授業料及び2年次後期授業料の減免に係る継続申請

Q56 大学等入学時において申請手続きを行わなかった場合、1年次の継続願による申請時期や2年次進級時から申請を行うことは可能ですか。

A56 大阪府内の在住要件等の必要な要件を満たしている場合は、継続願による申請時期や2年次進級時からの申請を受け付けることは可能です。その場合、当該申請時期に減免対象となる授業料相当のみ支援の対象とし、過去に遡っての支援を受けることはできません。

11. 社会的養護を必要とする者について

Q57 「社会的養護を必要とする者」とは、具体的にどのような者が該当しますか。

A57 社会的養護を必要とする者とは、満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者、又は里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

12. 学業成績・学修意欲に関する要件について

Q58 入学時において学業成績等に関する要件はありますか。

A58 入学時における学業成績の要件は以下のAからCのいずれかに該当する必要があります。

A. 高校等の認定平均値が3.5以上であること

B. 高校卒業程度認定試験の合格者であること

C. 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設定等が確認できること。

Q59 国制度への申請手続きにおいて学修計画書を提出しましたが、府制度においても提出する必要がありますか。

A59 国制度の申請手続きにおいて、大学等に学修計画書を提出している場合は、府制度においては提出不要です。

Q60 在学中における学業成績等に関する具体的な要件（基準）を教えてください。

A60 大阪公立大学・府大・市大（学部・学域）及び高専（本科・専攻科）については、授業料減免による支援を継続して受けるためには、国制度における学業成績基準と同様に

大学等における学業成績等について、修得単位数が標準単位数以上であること等の要件を満たす必要があります。

ただし、学業成績等の要件を満たす場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準における「廃止」に該当する場合は、支援の対象外（支援認定の取消し）となります。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

Q61 大学院の学業成績はどのように判定するのですか。

A61 入学時における学業成績の要件はありません（※）が、大学において、修士課程・博士前期課程1年次終了時に次のいずれかに該当すると判断される場合は、以降の授業料減免支援は終了となります。

- ①研究計画書等に対する研究の取組状況から、標準修業年限での修了が困難と判断される場合
- ②学修意欲や学修の実態（単位修得、出席率等）などを勘案し、学習意欲が著しく低いと判断される場合

※授業料等減免の継続申請時に研究計画書（対象：大学院）の提出が必要です。

13. 支援期間について

Q62 在学中はずっと支援を受けられるのでしょうか。

A62 支援期間の上限は、原則、支援対象の学生等が在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間で、適格認定において、収入額・資産額や学業成績等の支援対象となるための各要件を満たすことが条件となります。

大学等における正規の手続きによる休学の期間については、修業年限として通算されないこととなっているため、例えば正規の修業年限4年で2年次の1年間を休学した場合、その1年間を除いて4年間分の支援が受けられます。一方、同じく修業年限4年で、休学以外の理由により支援の停止・再開となった場合は、当該停止期間も含めて、4年間分の支援となります。（停止期間中の支援額は0円ですので、実質的に支援を受けられる期間は短くなります。）

Q63 転学域・転学部の場合も支援を受けられますか。この場合、何年間支援を受けられますか。

A63 転学域・転学部をした場合は、転学先の正規の修業年限まで支援を受けられます。

14. 支援期間中の要件（打切り（廃止）・停止・警告）について

Q64 どのような場合に支援が打ち切られるのですか。

A64 大阪公立大学・府大・市大（学部・学域及び高専（本科・専攻科））については、国制度と同様に、修業年限で卒業できないことが確定した場合や修得単位数が標準単位数

の 6 割以下の場合等に該当する場合は各学年末に判定し、次年度以降の支援が打ち切られます。

大学院については、1 年次修了時における研究計画書等に対する研究の取組状況から標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと大学において判断された場合は、2 年次以降の支援が打ち切られます。

詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

Q65 支援の打ち切りの基準に一つでも該当すれば支援が受けられなくなるのですか。

A65 そのとおりです。

Q66 どのような場合に警告を受けるのですか。また、警告を受けるとどうなるのですか。

A66 大阪公立大学・府大・市大（学部・学域）及び高専（本科・専攻科）については、国制度と同様に年度末に大学等が実施する適格認定の際に、修得単位数が標準単位数の 7 割以下である場合や GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属する場合等に該当すると、警告の区分に判定されます。警告の区分に連続して判定された場合は、次年度以降の支援が打ち切られます。

Q67 大学院に関しても警告はありますか。

A67 大学院に関しては、警告はありません。ただし、Q47 に記載のとおり、1 年次修了時に研究計画書等に対する研究の取組状況から標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと大学において判断された場合は、2 年次以降の支援が打ち切られます。

Q68 「警告」の基準に連続で該当すれば、支援の打ち切りとなりますが、1 年次に「警告」を受けた学生が、2 年次に休学し、復学後に再度の警告を受けた場合、連続して警告を受けたこととなる（支援の打ち切りとなる）のでしょうか。

A68 一度目の「警告」を受けた次の適格認定において再度の「警告」を受けた場合には、支援の打ち切りの対象となります。

※ただし、2 回目の「警告」となった際の警告事由が「GPA 等が学部等における下位 4 分の 1 の範囲に属する場合」のみに該当する場合は、廃止とせず学業不振による停止とする。

Q69 「停止」について、具体的にどの程度の期間、停止されるのでしょうか。

A69 「停止」の事由に該当する場合には、支援対象者としての認定の効力を停止し、これが解除されるまでの期間、支援は中断（支援額が 0 円）となります。詳しくは、大阪府のホームページをご確認ください。

Q70 支援の打ち切り等の事由が、月の途中で生じた場合、支援額は日割り計算されること

になるのでしょうか。

A70 支援の停止や打切りは、月単位で行います。

Q71 「修業年限で卒業できないことが確定した」場合には支援が打ち切られるとのことですが、休学により卒業時期が延びた場合には、どのように扱われるのでしょうか。

A71 正規の手続きを経て在学学校から認められた「休学」をする場合には、打ち切りの要件としての「修業年限で卒業できないことが確定」したものとは見なされず、復学後、学生等からの申し出に基づき支援が再開されることになります。

15. 支援額の返還・徴収（対象認定の遡及取消）について

Q72 一度減免を受けた授業料等の納付を遡って求められたりするのは、どのような場合でしょうか。

A72 次の場合には、一度減免された授業料の納付が求められることになります。

- ①偽りその他不正の手段により支援措置を受けた場合
- ②大学等から退学・停学（無期限又は3カ月以上）の懲戒処分を受けた場合
- ③学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合

Q73 学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合には返還を求めることになっていますが、「学業成績が著しく不良」とは具体的にはどのような場合ですか。また、「災害、傷病その他のやむを得ない事由」とは具体的にどのような事由が想定されていますか。

A73 ここでいう「学業成績が著しく不良」とは、学修の実態が認められない状況、具体的には以下のいずれかに該当する場合を想定しています。

- ①修得した単位数の合計が標準修得単位数の1割以下（単位制によらない場合は履修科目の単位時間数の1割以下）である場合
- ②出席率が1割以下など、学修意欲があるとは認められない場合

また、ここでいう「災害、傷病その他やむを得ない事由」とは、本人及び家族の病気等の療養・介護や、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、学業不振について学生等本人に帰責性がない（努力不足とはいえない）場合を想定しており、学生等本人のアルバイト過多については、それが学費・生活費のためであったとしても、「やむを得ない事情」に含まれません。

16. 申請手続きについて

Q74 府制度への申請を検討していますが、申請手続きはどのように行えばよいのでしょうか。

A74 府制度への申請手続きは、大学等に入学後、在籍する大学等において行っていただ

きます。申請手続きの方法等については、在籍する大学等のホームページ等をご確認ください。

Q75 このQ & Aに掲載されていない質問については、どちらに問い合わせればよいでしょうか。

A75 府制度の新着情報については、大阪府のホームページにおいて随時更新し、掲載します。